

米子駅南広場の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子駅南広場に存するバス駐車場、バス乗降場、タクシープール及びタクシー乗降場（以下「バス駐車場等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(バス駐車場等の位置)

第2条 バス駐車場等の位置は、別図のとおりとする。

(バス駐車場等の恒常的な使用)

第3条 法人その他の団体以外の者は、バス駐車場等を恒常的に使用することができない。

2 バス駐車場等を恒常的に使用しようとする法人その他の団体は、あらかじめ、市長に対し、米子駅南広場使用届出書（別記様式）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、現にバス駐車場等を恒常的に使用している法人その他の団体（以下「恒常的使用団体」という。）に対し、当該届出の内容を周知するものとする。

4 恒常的使用団体は、バス駐車場等の恒常的な使用を停止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、米子駅南広場使用（停止・廃止・再開）届出書（別記様式）を提出しなければならない。

5 第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(バス駐車場及びバス乗降場を使用することができる自動車)

第4条 バス駐車場及びバス乗降場を使用することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車又は中型自動車であって、乗車定員が11人以上のものとする。

(バス駐車場の駐停車時間)

第5条 バス駐車場に駐車し、又は停車することができる時間(第7条第1項第2号において「駐停車時間」という。)は、1回の駐車又は停車につき30分以内とする。ただし、同号に該当するとして同項又は同条第2項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

(バス駐車場の使用)

第6条 バス駐車場を使用する者は、速やかに自動車を移動させることができる状態で駐車し、又は停車しなければならない。

(バス駐車場の使用の届出等)

第7条 恒常的使用団体(バス駐車場を恒常的に使用する旨を届け出ている者に限る。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、バス駐車場の使用を予定する日の2週間前までに、市長に対し、当該バス駐車場の使用を予定する日時及び自動車の台数を届け出るとともに、他の恒常的使用団体に対し、当該届出の内容を周知するものとする。

- (1) 大型バス用の区画の全てを使用しようとするとき。
- (2) 第5条本文に定める駐停車時間を超えて駐車し、又は停車をしようとするとき。

2 バス駐車場を使用する者(恒常的使用団体を除く。)は、前項各号のいずれかに該当する場合は、バス駐車場の使用を予定する日の2週間前までに、市長に対し、当該バス駐車場の使用を予定する日時及び自動車の台数を届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、恒常的使用団体に対し、当該届出の内容を周知するものとする。

4 バス駐車場の使用を予定する日時が重複した場合は、当該バス駐車場の使用をしようとする者の間で、調整を行うものとする。

(路線バス等の定期運行に関する協議)

第8条 バス乗降場を停留所とする路線バス、高速バスその他バスの定期運行を行おうとする者は、第3条第2項の規定による届出をする前に、市長と協議するものとする。当該定期運行に係る路線を変更し、又は当該定期運行を廃止しようとするときも、同様とする。

(タクシールール等の使用)

第9条 タクシー事業者以外の者は、タクシールール及びタクシー乗降場を使用することができない。

2 前項に定めるもののほか、タクシールール及びタクシー乗降場の運用については、タクシー事業者により構成される団体において定めるものとする。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、米子駅南広場の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。